

〔注〕平成28年1月から改正経過を注記した。

改正 平成17年4月本部訓令第13号 平成28年1月本部訓令第2号
平成28年3月本部訓令第11号

警察本部
警察学校
各警察署

広島県警察における争訟事案の取扱いに関する訓令を次のように定める。

広島県警察における争訟事案の取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、広島県警察（以下「県警察」という。）における争訟事案の取扱いについて必要な基本的事項を定め、もつて警察業務の適正かつ合理的な運営を確保することを目的とする。

(争訟事案)

第2条 この訓令において争訟事案とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 審査請求事件
- (2) 行政訴訟事件
- (3) 人権侵犯事件
- (4) 告訴・告発事件
- (5) 国家賠償事件
- (6) 民事事件（国家賠償事件を除く。）

一部改正〔平成28年本部訓令第11号〕

(事案の意義)

第3条 争訟事案の用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 審査請求事件

広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、広島県警察本部長（以下「本部長」という。）若しくは警察署長（以下「署長」という。）がした処分又はなすべき処分をしなかつた不作為を原因として、公安委員会又は広島県人事委員会に対する審査請求の形式で行われる行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求事件をいう。

- (2) 行政訴訟事件

公安委員会、本部長若しくは署長がした処分又はなすべき処分をしなかつた不作為を原因として、広島県（以下「県」という。）を被告とする行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟事件、確認訴訟事件、義務付け訴訟事件及び差止訴訟事件をいう。

- (3) 人権侵犯事件

県警察の職員（以下「職員」という。）が公権力の行使に関して国民の権利又は自由を侵害したとして、当該事案について人権擁護機関に対し申立てされた事件をいう。

- (4) 告訴・告発事件

職員が公権力の行使に関して犯罪行為を行ったとして被害者等が、当該職員を被告訴人又は被告発人として訴追を求める事件をいう。

- (5) 国家賠償事件

職員の故意若しくは過失による違法な公権力の行使又は県警察が所管する営造物の設置若しくは管理の瑕疵により損害を被つたとする者が、国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき、その損害の賠償を求めてする訴訟事件をいう。

- (6) 民事事件（国家賠償事件を除く。）

職務執行中の職員が、公権力の行使による行為以外の行為により違法に他人の権利を侵害した場合、その他職務執行中の職員又は警察機関がした民事上有責の行為若しくは管理により他人に対し民事上の責任を生じた場合において、その損害を被つた者が、当該職員、警察機関又は県を被告とする訴訟事件をいう。

一部改正〔平成28年本部訓令11号〕

(認知報告)

第4条 警察本部の課、室、隊、所の長及び警察学校長（以下「課長」という。）並びに署長（以下「所属長」と総称する。）は、争訟事案又は争訟事案に発展するおそれのあるものを認知したときは、その概要を監察官室長に電話即報するとともに、速やかに事案の実態を正確に調査し、別記様式第1号による争訟事案発生報告書により、本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、争訟事案を認知したときは積極的に証人の確保、基礎資料及び証拠物の収集保全等に努めなければならない。

(事案の処理)

第5条 争訟事案の処理は、事件の原因又は争点となつた職務行為に密接な関係を有する課長（以下「主管課長」という。）及び監察官室長において処理しなければならない。

2 主管課長は、争訟事案を適正に処理するため、監察官室長と密接な連絡をとるとともに必要な資料の整備及び証拠の収集保全に努めなければならない。

3 監察官室長は、争訟事案の処理に必要な調査研究に努めるとともに関係機関と密接な連絡を保ち、争訟事案の円滑な処理に努めなければならない。

(訟務担当者)

第6条 所属長は、所掌する事務が争訟事案として係属したときは、当該事件ごとに上級幹部の中から最もふさわしい者を訟務担当者に指定し、監察官室長を経て本部長に報告しなければならない。

2 訟務担当者は、所属長を補佐し、事件の調査、証拠の確保及び関係記録の作成等に当たらなければならない。

3 訟務担当者は、主管課長及び監察官室長と緊密な連絡を保ち、応訴準備のため、証言要領、法廷技術及び関係法令等について訴訟関係者に対する指導教養を積極的に行わなければならない。

(委員会の設置)

第7条 争訟事案を適切に処理するため、本部長が必要と認めたときは、警察本部に事件ごとに訟務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、争訟事案の処理上必要な事項を審議する。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は、警務部長をもつて充て、委員会を統括する。

3 副委員長は、主管部長をもつて充て、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、監察官室長、主管課長及び委員長の指名する者をもつて充てる。

(委員会の運営)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、当該審議に係る事件の関係者、学識経験者等の出席を求めてその意見を聴くことができる。

3 委員長は、委員会の審議結果を本部長に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、監察官室において処理する。

(弁護士及び指定代理人等)

第12条 争訟事案について、必要により弁護士を代理人若しくは弁護士として依頼し、又は職員を指定代理人として訴訟を行わせるものとする。

(証人出廷)

第13条 職員は、裁判所、検察庁、法務局等から争訟事案に関して呼出しその他の通知を受けたとき、及び証言又は事情聴取等に応じたときは、速やかに次の各号に掲げる項目の要旨を所属長に報告しなければならない。

(1) 呼出し等の通知を受けたとき

ア 呼出し等の通知を受けた職員の職名及び氏名

イ 事件名

ウ 呼出し等の日時、場所及び機関名

エ その他参考事項

(2) 証言等をしたとき

ア 証言等を行つた職員の職名及び氏名

イ 証言等を行つた日時、場所及び機関名

ウ 事件名及び証言等の要旨

エ その他参考事項

2 前項の報告を受けた所属長は、速やかにその状況を監察官室長を経て本部長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第14条 所属長は、平素から部下職員の指導教養を徹底し、争訟事案の発生を防止するように努めなければならない。

(記録の整理保管)

第15条 監察官室長は、争訟事案に対する記録の整理保管を的確に行うとともに、別記様式第2号による争訟事案処理簿を備え付け、その経過を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、県警察における争訟事案の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和50年11月10日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日本部訓令第13号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月28日本部訓令第2号)

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日本部訓令第11号)

(施行期日)

1 この訓令は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第1条に規定する政令で定める日(平成28年4月1日)から施行する。

(広島県警察における争訟事案の取扱いに関する訓令に関する経過措置)

2 公安委員会、警察本部長、警察署長(以下「公安委員会等」という。)の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた公安委員会等の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る公安委員会等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別記様式第1号

(第4条関係)

一部改正〔平成28年本部訓令2号・11号〕

別記様式第2号

(第15条関係)

別記様式省略